

市区町村別集計項目(推進体制等)

栃木県	
市区町村数	25

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
					19	18	14					25				
9	201	宇都宮市	男女共同参画課	1	1	1	1	宇都宮市男女共同参画推進条例	2003年6月27日	2003年7月1日		第5次宇都宮市男女共同参画行動計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
9	202	足利市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	足利市男女共同参画推進条例	2004年3月24日	2004年4月1日		足利市男女共同参画基本計画(第4期)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
9	203	栃木市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	栃木市男女共同参画推進条例	2011年3月25日	2011年4月1日		とちぎ市男女共同参画プラン第3期計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
9	204	佐野市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	佐野市男女共同参画推進条例	2006年6月19日	2006年7月1日		佐野市男女共同参画プラン(第3期)	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
9	205	鹿沼市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	鹿沼市男女共同参画推進条例	2006年9月28日	2006年10月1日		かめま男女共同参画プラン2022	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
9	206	日光市	総務課	1	2	1	1	日光市男女共同参画推進条例	2009年3月12日	2009年4月1日		男女共同参画プラン日光(第2期計画後期計画)	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
9	208	小山市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	小山市男女共同参画推進条例	2004年6月30日	2004年7月1日		第4次小山市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
9	209	真岡市	市民協働推進室	1	2	1	1	真岡市男女共同参画推進条例	2010年12月15日	2011年4月1日		第4次真岡市男女共同参画社会づくり計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
9	210	大田原市	政策推進課	1	2	1	1	大田原市男女共同参画を推進する条例	2004年9月28日	2004年10月1日		おおたわら男女共同参画プラン(第4次大田原市男女共同参画行動計画)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
9	211	矢板市	生涯学習課	2	2	1	1				0	矢板市男女共同参画計画 あいプラン 5期計画	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1	
9	213	那須塩原市	市民協働推進課	1	2	1	1	那須塩原市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		(第4次那須塩原市男女共同参画行動計画)	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	0	
9	214	さくら市	総合政策課政策推進室	1	2	0	0				0	第4次さくら市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
9	215	那須烏山市	教育委員会事務局生涯学習課	2	2	1	1				2				0	1
9	216	下野市	市民協働推進課	1	2	1	1	下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例	2016年3月18日	2016年4月1日		第三次下野市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
9	301	上三川町	生涯学習課	2	2	0	0	上三川町男女共同参画推進条例	2023年3月16日	2023年4月1日		上三川町男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2027年3月	1	1	
9	342	益子町	生涯学習課	2	2	0	0				0	第3期ましこ男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
9	343	茂木町	生涯学習課	2	2	0	0				0	茂木町男女共同参画計画(第1期)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
9	344	市貝町	生涯学習課	2	2	1	0				0	男女共同参画い・ち・か・いプラン 第四期計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
9	345	芳賀町	生涯学習課	2	2	1	1				0	第3期芳賀町男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
9	361	壬生町	壬生町教育委員会事務局生涯学習課	2	2	1	1				0	第2次壬生町男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2026年3月	1	1	
9	364	野木町	生活環境課	1	2	1	1	野木町男女共同参画推進条例	2014年3月19日	2014年4月1日		第3次野木町男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
9	384	塩谷町	生涯学習課	2	2	0	0				2	(第1次塩谷町男女共同参画推進計画(第4次塩谷町生涯学習推進計画))	2018年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	0	
9	386	高根沢町	高根沢町生涯学習課	2	2	1	1				0	(高根沢町元気あっぷ計画(生涯学習・スポーツ・男女共同参画推進計画))	2016年3月 ~ 2025年3月	1	0	
9	407	那須町	生涯学習課	2	2	0	1	那須町男女共同参画推進条例	2017年3月6日	2017年4月1日		那須町男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
9	411	那珂川町	生涯学習課	2	2	1	0				0	第2次那珂川町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営					
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			5									0	5	4	1	0	4	1	0
9	201	宇都宮市	宇都宮市男女共同参画推進センター	アコール	320-0845	宇都宮市明保野町7番1号	028-636-4075	028-636-4079	<a href="https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/koryu/danjyo/1009426.html">https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/koryu/danjyo/1009426.html</a>		○	○					○		
9	202	足利市	足利市男女共同参画センター		326-0823	栃木県足利市朝倉町264	0284-72-8511	0284-72-7278	<a href="http://shimin-plaza.ashikaga-mbs.or.jp/">http://shimin-plaza.ashikaga-mbs.or.jp/</a>		○		○					○	
9	203	栃木市																	
9	204	佐野市	佐野市男女共同参画推進センター	パレットプラザさの	327-0398	佐野市田沼町974番地3	0283-61-1140	0283-61-1142	<a href="https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/shimin/jinken_danjokyodosankakuka/gyomuannai/palette/index.html">https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/shimin/jinken_danjokyodosankakuka/gyomuannai/palette/index.html</a>		○	○					○		
9	205	鹿沼市																	
9	206	日光市	日光市女性サポートセンター	女性サポートセンター	321-1443	栃木県日光市清滝桜ヶ丘町210番地7	0288-53-1010	0288-54-0847	<a href="https://www.city.nikko.lg.jp/jinkendanjo/gyousei/shisei/danjo/support-center.html">https://www.city.nikko.lg.jp/jinkendanjo/gyousei/shisei/danjo/support-center.html</a>		○	○					○		
9	208	小山市	小山市男女共同参画センター		323-0023	栃木県小山市中央町2-2-21	0285-22-9296	0285-22-8972	<a href="https://www.city.oyama.tochigi.jp/map/danjyo.html">https://www.city.oyama.tochigi.jp/map/danjyo.html</a>		○	○					○		
9	209	真岡市																	
9	210	大田原市																	
9	211	矢板市																	
9	213	那須塩原市																	
9	214	さくら市																	
9	215	那須烏山市																	
9	216	下野市																	
9	301	上三川町																	
9	342	益子町																	
9	343	茂木町																	
9	344	市貝町																	
9	345	芳賀町																	
9	361	壬生町																	
9	364	野木町																	
9	384	塩谷町																	
9	386	高根沢町																	
9	407	那須町																	
9	411	那珂川町																	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主  な  事  業									
					用 常 勤 ( 雇 用 ( 任 期 間 の 定 め が な い 職 員 )	用 非 常 勤 ( 雇 用 ( 任 期 間 の 定 め が あ る 職 員 )		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	そ の 他
			5					5	4	2	4	1	3	0	0	0	
9	201	宇都宮市	宇都宮市男女共同参画推進センター	1986年4月1日	4	4	21,411	○	○	○	○		○				
9	202	足利市	足利市男女共同参画センター	1981年2月22日	3	0	852	○	○		○		○				
9	203	栃木市			0	0	0										
9	204	佐野市	佐野市男女共同参画推進センター	2009年1月1日	2	0	297	○	○	○	○	○	○				
9	205	鹿沼市			0	0	0										
9	206	日光市	日光市女性サポートセンター	2006年3月20日	3	4	7,382	○	○								
9	208	小山市	小山市男女共同参画センター	2002年4月1日	0	0	295	○			○						
9	209	真岡市			0	0	0										
9	210	大田原市			0	0	0										
9	211	矢板市			0	0	0										
9	213	那須塩原市			0	0	0										
9	214	さくら市			0	0	0										
9	215	那須烏山市			0	0	0										
9	216	下野市			0	0	0										
9	301	上三川町			0	0	0										
9	342	益子町			0	0	0										
9	343	茂木町			0	0	0										
9	344	市貝町			0	0	0										
9	345	芳賀町			0	0	0										
9	361	壬生町			0	0	0										
9	364	野木町			0	0	0										
9	384	塩谷町			0	0	0										
9	386	高根沢町			0	0	0										
9	407	那須町			0	0	0										
9	411	那珂川町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)													
			問7-2			宣言の形態	市区長数	うち		副市区長数	うち		副町村长数	うち		副町村长数	自治会長数	うち		
			宣言年月日	宣言名称				女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村长数	女性比率(%)			女性副町村长数	女性比率(%)	女性自治会長数
				10		14	2	14.3	17	0	0.0	11	1	9.1	9	0	0.0	3,957	118	3.0
9	201	宇都宮市				1	0	0.0	2	0	0.0							780	39	5.0
9	202	足利市	2018年12月21日	「ひと」と「ひと」が輝くまち宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						222	6	2.7
9	203	栃木市	2015年11月27日	栃木市男女共同参画都市宣言		1	1	100.0	1	0	0.0							469	11	2.3
9	204	佐野市	2016年6月20日	佐野市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						167	6	3.6
9	205	鹿沼市	2012年3月4日	鹿沼市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						147	0	0.0
9	206	日光市	2008年3月15日	日光市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						224	2	0.9
9	208	小山市	2001年6月30日	小山市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						260	2	0.8
9	209	真岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							133	0	0.0
9	210	大田原市				1	0	0.0	2	0	0.0							166	3	1.8
9	211	矢板市				1	0	0.0	1	0	0.0							65	1	1.5
9	213	那須塩原市				1	0	0.0	2	0	0.0							214	11	5.1
9	214	さくら市	2017年2月24日	さくら市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						75	1	1.3
9	215	那須烏山市				1	1	100.0	1	0	0.0							102	1	1.0
9	216	下野市	2016年12月10日	下野市男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	1	0	0.0						146	11	7.5
9	301	上三川町										1	0	0.0	1	0	0.0	92	6	6.5
9	342	益子町										1	0	0.0	1	0	0.0	71	2	2.8
9	343	茂木町										1	0	0.0	1	0	0.0	124	0	0.0
9	344	市貝町										1	0	0.0	0	0		85	2	2.4
9	345	芳賀町	2015年3月14日	芳賀町男女共同参画都市宣言		3						1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
9	361	壬生町										1	0	0.0	1	0	0.0	81	7	8.6
9	364	野木町	2012年3月24日	野木町男女共同参画都市宣言		2						1	1	100.0	1	0	0.0	91	5	5.5
9	384	塩谷町										1	0	0.0	0	0		54	1	1.9
9	386	高根沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
9	407	那須町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	1	1.1
9	411	那珂川町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他









都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
9	208	小山市	1	小山市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、次に掲げる文書等を除き、旧姓を使用することができる。(1) 税務署、栃木県市町村職員共済組合、日本年金機構、金融機関その他機関又は法人の円滑な事務処理に支障を及ぼすおそれのある文書等 (2) 前号に掲げるもののほか、法令上又は実務上支障が生じるおそれのある文書等	小山市議会	1	2	1	小山市議会規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
9	209	真岡市	1	真岡市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が職務に關し、改姓前の戸籍上の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という。)について必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用ができる文書等) 第2条 職員は、この訓令の定めるところにより、文書等(次に掲げるものを除く。)に旧姓を使用することができる。 (1) 税務署、栃木県市町村職員共済組合、日本年金機構、全国健康保険協会、金融機関等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障をおよぼすおそれのある文書等 (2) 前号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められる文書等	真岡市議会	1	2	1	真岡市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	
9	210	大田原市	1	大田原市職員の旧姓使用に関する規程 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上の誤解又は混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表のとおりとする。	大田原市議会	1	2	1	大田原市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
9	211	矢板市	1	矢板市職員旧姓使用取扱規定 第2条 職員は、法令上又は実務上において戸籍上の氏を使用することとされているものその他事務処理上の都合により旧姓を使用することが困難であるものとして総務課長が指定するものを除き、職場で使用している全ての文書等について旧姓を使用することができるものとする。	矢板市議会	1	2	1	矢板市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
9	213	那須塩原市	1	那須塩原市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が職務に關し、改姓前の戸籍上の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という。)について必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用ができる文書等) 第2条 旧姓使用ができる文書の種類及びその例は、別表第1のとおりとする。 2 旧姓使用ができない文書の種類及びその例は、別表第2のとおりとする。	那須塩原市議会	1	2	1	那須塩原市議会会議規則 (会議の欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	
9	214	さくら市	2		さくら市議会	1	3	1	さくら市議会会議規則 第2条2議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	2
9	215	那須烏山市	1	那須烏山市職員旧姓使用取扱規程 第4条 総務課長は、前条の規定により旧姓使用の申出があったときは、その内容を確認し、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、市長の決裁を受け、旧姓使用を承認するものとする。	那須烏山市議会	1	2	1	那須烏山市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
9	216	下野市	2		下野市議会	1	3	1	下野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

都 市 区 府 町 村 名	道 区 府 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												
			問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
コ	コ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
9 301	上三川町	1	上三川町議会	1	2	1	上三川町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
9 342	益子町	4	益子町議会	1	2	1	益子町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	益子町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬の減額) 第2条 議長等が自己都合、疾病その他の事由により本会議、益子町議会委員会条例(昭和31年条例第81条)に規定する委員会若しくは益子町議会会議規則(昭和62年規則第19号)第74条に規定する委員の派遣又は第126条の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場若しくは第127条に規定する議員の派遣(以下「会議等」という。)を欠席した場合は長期欠席の届出があった場合は、前条の規定にかかわらず、当該議長等の議員報酬を減額して支給する。 2 前項の規定により支給する議員報酬の月額は、前条に定める議員報酬の月額に、当該議長等が会議等を欠席した日又は長期欠席届書の届出があった日のいずれか早い日から、会議等に出席した日又は復帰届書の届出があった日のいずれか早い日の前日までの期間(以下、「欠席期間」という。))に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする欠席期間 支給割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 3 前項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、会議等に出席した日又は復帰届書の届出があった日のいずれか早い日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する前月)まで適用する。	1	1	1	1	1	1
9 343	茂木町	4	茂木町	4			市員町議会会議規則		4	4	4	4	4	4	
9 344	市貝町	1	市貝町議会	1	2	1	第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
9 345	芳賀町	4	芳賀町議会	1	2	1	芳賀町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
9 361	壬生町	4	壬生町議会	1	2	1	壬生町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (議席)	2	1	1	1	1	1	1	1



調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 区	市 区	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する規定(ハラスメント防止に関する取組)を設けること 2. ハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行うこと 3. その他		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
		0	1	5			1	1	0	1		7		
		1	1	4	4	0	6	3	4	3		17		
		0	0	16			18	3	21	0		1		
		24	23							21				
9	201	宇都宮市	4	4	3			2	3	3	1	1	宇都宮市議会議員の通称又は旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、宇都宮市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称(以下「通称」という。)を使用すること、又は議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (使用の範囲) 第2条 議員は、議会においてその任期中に次に掲げる事項を除き、通称又は旧姓を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 辞職願 (3) 議員報酬、費用弁償の支給等に関する書類 (4) 源泉徴収票の名義 (5) 教位及び教勲の申請 (6) 在職証明書等各種証明書 (7) 市議会議員共済会に関する各種届出書類 (8) 健康診断関係書類 (9) 前各号に掲げるもののほか通称又は旧姓の使用によって法令上又は実務上支障が生じるおそれがあると議長が判断するもの(承認申請) 第3条 議員は、通称又は旧姓を使用しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。 2 議員は、前項の承認を受けようとするときは、通称又は旧姓使用申請書を議長に提出しなければならない。 3 前項の通称又は旧姓使用申請書には、通称又は旧姓を証する書類を添付しなければならない。 (通知) 第4条 議長は、前条の申請に対する承認の可否の結果を、通称又は旧姓使用承認(不承認)通知書により、当該申請者に通知するものとする。 (中止の届出) 第5条 議員は、通称又は旧姓を使用している場合において、その使用を中止しようとするときは、通称又は旧姓使用中止届出書を議長に提出しなければならない。 (責務) 第6条 通称又は旧姓を使用する議員は、その使用にあたり、議員活動及びその関連する事務処理に誤解及び混乱を生じないよう努めなければならない。 (議長が選出されていない場合の承認等) 第7条 一般選挙後において議長が選出されていない場合は、議長が行う第2条第9号の判断、第3条第1項の承認、第4条の通知及び第5条の規定による届出書の受理については、議会事務局長が行うこととする。この場合において、第2条から第5条までの規定中「議長」とあるのは「議会事務局長」と読み替えるものとする。 (様式) 第8条 この要綱に規定する通称又は旧姓使用申請書等の様式は、別に定める。 76 (補則) 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	2. 議員向け研修に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	3. その他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
9202	足利市	4	4	1	1			足利市議会議員の政治倫理に関する条例 第3条第6号 他者へのハラスメント行為、誹謗中傷その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	1	3	2		2	

市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割									
都	市	道	区	府	町	村	町	村	名	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む)	1. 行っている。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	1. 行っている。	1. 研修において利用している。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	1. 明記した規定があり、認めている。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	1. 位置づけられた規定がある。	1. 位置づけられた規定がある。			
ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 行っていないが、今後、取り組む予定もない。	2. 関するハラスメント防止に関する規定が定められている。	2. 行っていないが、今後、行う予定である。	2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定もない。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定もない。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	2. 位置づけられていない。	2. 位置づけられていない。				
ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3. 関するハラスメント防止に関する規定が定められている。	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定もない。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	3. その他(不明等)	3. その他(不明等)				
9	203	栃木市								4	4	3			3		4			2		佐野市地域防災計画	
9	204	佐野市								4	4	3			3		3			1		【風水害等対策編】第3章 災害応急対策計画 第6節 避難対策計画 第6 避難所の開設、運営 2 避難所の運営 (6)市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。また、佐野市男女共同参画推進センターは、女性に対する暴力等の相談窓口の情報提供に積極的に努める。	
9	205	鹿沼市								4	4	3			3		3			2			
9	206	日光市								2	1	2			2	3		2		4		1	日光市地域防災計画(P124) 市(教育部・健康福祉部等)は、避難所等の運営にあたっては、避難者に対する情報の提供、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの把握などに努める。特に女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。
9	208	小山市								4	4	1	1		3		3			4		2	小山市議会議員の政治倫理に関する条例 第3条(5) セクシャルハラスメント、パワーハラスメントその他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
9	209	真岡市								4	4	3			3		3			2		2	
9	210	大田原市								4	4	3			3		3			4		2	
9	211	矢板市								4	4	3			3		3			4		2	
9	213	那須塩原市								4	4	1	1		3		3			4		3	(政治倫理基準) 第2条 議員は、市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為及びその職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を慎むとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (6) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他のハラスメントを行わないこと。
9	214	さくら市								4	4	3			3		3			4		1	さくら市災害対策本部事務分掌 総務企画版(7) 避難所運営時の男女共同参画に関すること。

市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割									
都	市	道	区	府	町	村	町	村	名	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
										1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 1. 関係する規定がある倫理防規止 2. 議員向け研修 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
9	215	那須烏山市	4	4	3									3		3	4			2		
9	216	下野市	4	4	1									2	3	2	4			2		
9	301	上三川町	4	4	2									2	2	2	4			2		
9	342	碓子町	4	4	3									3		3	4			2		
9	343	茂木町	4	4	3									3		3	4			2		
9	344	市貝町	4	4	3									3		3	4			1	市貝町地域防災計画 第6節 避難対策 第3 避難所の解説、運営 2 避難所の運営 (6) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。	
9	345	芳賀町	4	4	3									3		3	4			2		
9	361	壬生町	4	4	3									3		3	4			1	壬生町地域防災計画 2第7節 避難対策計画 キ 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。	
9	364	野木町	4	4	3									3		3	4			1	野木町地域防災計画 (8) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズへの対応に努める。 なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、とき男女共同参画センターなどを積極的に活用する。 (風水-応急-97、震災-応急-232)  生活環境課 分担任務 3 男女共同参画の視点に基づく避難所運営に関すること。 (風水-応急-74、震災-応急-211)	
9	384	塩谷町	4	4	2									2		2	3	4		2		
9	386	高根沢町	4	4	1	1								高根沢町議会議員政治倫理条例第四条 町職員に対して、セクシュアルハラスメント、その他人権侵害のおそれがある行為はしないこと。	3		3	4		2		
9	407	那須町	4	4	2									2		2	4			2		
9	411	那珂川町	4	2	3									3		3	4			2		